議案第3号

みやき町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について

みやき町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3月12日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)等が公布されたことに伴い、みやき町国民健康保険税条例等の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(みやき町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 みやき町国民健康保険税条例(平成17年みやき町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民 健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

(みやき町国民健康保険条例の一部改正)

第2条 みやき町国民健康保険条例(平成17年みやき町条例第80号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」に改め、 同条中「保険」の次に「の事務」を加える。

第2条中「協議会(」の次に「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項 に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。」を加える。

第13条を第14条とし、第4条から第12条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(被保険者としない者)

第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している 児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であっ て、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としな い。

(みやき町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 みやき町後期高齢者医療に関する条例(平成20年みやき町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これら の規定によりみやき町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であ った被保険者

附則第3条を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後のみやき町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正後	改 正 前
(課税額)	(課税額)
第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。	第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年には、100円)、の場合はよるでは、100円)、の場合はよりでは、100円)、の場合はよりでは、100円)、の場合はよりでは、100円)、の場合はよりでは、100円)、の場合はよりでは、100円)、100円(100円)、100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円)、100円(100円)、100円)、100円(100円)、100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円)、100円(100円)、100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(100円)、100円(1
	法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金
(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険	の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額を いう。以下同じ。)の合算額とする。 (新設) (新設)

事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の 国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき

(新設) (新設)

(新設) (新設)

2 前項 の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき

算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額 の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合にお いては、基礎課税額は、54万円とする。

- 3 第1項<u>第2号</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につ き算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割 額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合に おいては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項<u>第3号</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険 者

主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法 第6条第8号の規定により被保険者の資格を

算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額 の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

- 3 第1項____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条 第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につ き算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割 額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合に おいては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。) である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法<u>(昭和33</u> 年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を

である世帯

要失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 33,000円

(2) • (3) (略)

要失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。)以外の世帯 33,000円

(2) • (3) (略)

改 正 後	改 正 前
(町が行う国民健康保険の事務)	(町が行う国民健康保険)
第1条 町が行う国民健康保険 <u>の事務</u> については、法令に定めが あるもののほか、この条例の定めるところによる。	第1条 町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。
(国民健康保険運営協議会の委員の定数)	(国民健康保険運営協議会の委員の定数)
第2条 国民健康保険運営協議会 (国民健康保険法 (昭和33年法律 第192号) 第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の 運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。) の委員 の定数は、次に定めるところによる。 (1)~(3) (略)	第2条 国民健康保険運営協議会 (
(被保険者としない者) 第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のない者は、被保険者としない。	(新設) (新設) (新設)
(一部負担金)	(一部負担金)

<u>第5条</u> (略)	<u>第4条</u> (略)
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
<u>第6条</u> (略)	<u>第5条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(葬祭費)	(葬祭費)
<u>第7条</u> (略)	<u>第6条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(保健事業)	(保健事業)
<u>第8条</u> (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
第9条 (略)	<u>第8条</u> (略)
(国民健康保険税)	(国民健康保険税)
<u>第10条</u> (略)	第9条 (略)

(罰則)	(罰則)
<u>第11条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)
<u>第12条</u> (略)	<u>第11条</u> (略)
<u>第13条</u> (略)	<u>第12条</u> (略)
<u>第14条</u> (略)	<u>第13条</u> (略)
2 (略)	2 (略)

改正後

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる 被保険者とする。

(1) (略)

- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。 以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。 以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際みやき町に住所を有していた被保険者
- (3) 法第55条第2項第1号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院している2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際みやき町に住所を有していた被保険者
- (4) 法第55条第2項第2号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行った法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際みやき町に住所を有していた被保険者

改正前

(保険料を徴収すべき被保険者)

- 第3条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる 被保険者とする。
 - (1) (略)
 - (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。 以下「法」という。)第55条第1項

の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項 に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項 に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際みやき町に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院している2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際みやき町に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行った同号</u> に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際みやき町に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定によりみやき町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則

(新設) (新設)

附則

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の 徴収の特例)

- 第3条 平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条 第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同 じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期 は、第4条第1項の規定する納期のうち第1期から第3期の間 は徴収を行わず、第4期より徴収を開始するものとする。
- 2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。